

1 . 電波利用料制度見直しの基本的な考え方

主な提出意見の要旨	検討事項
<p>1 . 総論</p> <p>〔主なご意見〕</p> <p>電波は見えないものだが、見えなくても有用であり大事に取り扱わなければならない。利用料を支払うことによって、ただ意識を払拭し利用者として認識を持つことが必要。〔大阪大学大学院岡村教授〕</p> <p>周波数の逼迫状況が極めて深刻な状況下で、需要管理策及び供給拡大方策の双方で逼迫問題を緩和する新たな負担方法に合意を得ることは時宜を得ている。〔学識経験者〕</p> <p>最終報告書案の原則論について、電波有効利用の観点から基本的に賛同。〔NTT東、NTTコム、KDDI、ボーダフォン〕</p> <p>本研究会で従来から検討してきた電波開放の諸施策との関連を示すべき。電波の利用状況の調査公表制度、広帯域周波数を迅速に開放するための給付金制度の導入、周波数倍増計画などの基本政策の推進策として、電波有効利用インセンティブを図るための電波利用料制度の見直しとの位置づけを明確化すべき。〔CIAJ〕</p> <p>既得権益化している電波の非効率利用の排除と新規参入の促進には、電波利用料制度の見直しだけでは不十分。電波の利用状況の評価制度や電波再配分制度との補完で達成を目指すのが現実的。〔経団連・情報通信委員会通信放送政策部会、個人〕</p>	<p>～ 電波利用料見直しの基本的な考え方につきご理解を得たものと認識</p> <p>、 電波開放戦略における電波利用料制度見直しの位置付けを、報告書の第1章で詳述することとする。〔別添 p.1-5 参照〕</p> <p>(参考) 電波利用料部会における議論 特になし。</p>

2.(1) 電波の経済的価値を勘案した料額算定の基本的な考え方

主な提出意見の要旨	検討事項
<p>2. 電波の経済的価値を勘案した料額算定 〔主なご意見〕</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>逼迫問題の緩和のため、免許人等に非効率な利用を自発的に諦めさせ、集約的利用の誘因を与える料金制度が適当。料額の設定に際し、電波利用の量的要素や逼迫帯域や逼迫地域において電波の経済的価値を反映させることは的を射たもの。〔学識経験者〕</p> <p>市場原理が機能して電波の有効利用インセンティブを働かせることが可能となるように、「電波の経済的価値」を勘案することが適当。〔鷹山〕</p> <p>電波の経済的価値を反映した使用料概念の導入を検討する場合には、新たな制度への円滑な移行とその定着を図るため、既存の無線局免許人に過度の電波利用料負担を強いることのないようにすべき。〔民放連、テレビ東京、ニッポン放送〕</p> <p>オークションの導入は実施しないことは適当。〔東京大学安田教授、鷹山、テレビ東京〕</p> <p>オークションが適切でないとする研究会の結論に反対。オークションの仕組みが不適切な場合、芳しくない結果が生じる可能性があるが、希少な資源の公平な割当てや有効利用インセンティブ促進の目的で、多くの国々が上手に活用している。〔米国政府〕</p>	<p>電波の経済的価値を勘案した料額算定の基本的な考え方につきご理解いただいたものと認識。</p> <p>なお、「共益費用」と「電波の経済的価値」の調和統合のあり方については、電波の経済的価値概念導入の有用性と、料額の安定性への配慮の必要など、様々な観点を踏まえることが必要。今回の制度化においては、報告書原案の維持が基本的には適当と考えられるが、今後、総務省において、料額算定の具体化に際しては、頂いたご意見に十分に配慮しつつ、検討を進めることが適当。</p> <p>総務省において、料額算定の具体化に際して、配慮すべきご意見。激変緩和に関しては、報告書（案）に記載済み。</p> <p>欧米型のオークション制度の導入については、報告書（案）に記載したとおり、以下の観点から適当ではないと認識。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欧米型オークション制度の導入による投機的な料額高騰の懸念を払拭するためには、政府による客観的な算定方式による料額の設定が適当。 ・電波の経済的価値概念の最終目標が、電波利用社会の発展の推進であることから、その用途は、電波有効利用のための研究開発など、電波利用社会の発展に資する施策の範囲内に限定することが適当。

6GHz以下の帯域を逼迫帯域としているが、電波の利用状況の調査・公表等を「公務用」も含めて例外なく実施し、実際の逼迫状況を正確に把握すべき。〔経団連・情報通信委員会通信放送政策部会〕

電波利用の調査及び評価については、平成13年12月の研究会の報告書及び平成14年の通常国会の電波法改正に関する国会のご審議なども踏まえ、国の業務も含め、調査及び評価を実施しており、逼迫状況は正確に把握しているところ。ただし、国の安全の確保等の観点から、公表事項は限定しているもの。

また、周波数再編方針でも明らかとなっており、電波ビジネスの開花・発展のために不可欠な電波ニーズは、特に6GHz以下の周波数帯に集中・競合し、新たな電波ニーズに積極的に応えるためには、従来にはない形での大胆な電波再配分が不可避な状況。

こうした観点から、本年の通常国会において電波法改正が成立し、電波の再配分制度も導入されたところ。これらの事情を適宜、報告書において説明することとする。（別添p.8参照）

なお、国や地方公共団体の無線局の電波の利用状況や有効利用に向けた努力の一般国民への説明のあり方については、別紙2の検討を踏まえ、必要に応じ、報告書を修正する。

（参考）電波利用料部会における議論
特になし

2.(2) 公共性等の勘案

主な提出意見の要旨	検討事項
<p>2. 電波の経済的価値を勘案した料額算定</p> <p>(1) 公共性等の勘案要素</p> <p>〔主なご意見〕</p> <p>NTT東西の法令上のあまねく義務等の勘案が必要。〔NTT東西〕</p> <p>放送の社会的責任の重さ、公共性の高さ等を十分に勘案すべき。〔NHK、民放連、日本テレビ、テレビ東京、読売テレビ、ニッポン放送、エフエム東京〕</p> <p>電力など公益事業は、通常の市場活動を超えたユニバーサルサービスとしての責務が課されているため、公共性に準じるものとして扱うべき。〔中部電力〕</p> <p>道路交通管理に供するような公共性が認められる無線局については、使用料徴収対象外とすべき。〔日本道路公団〕</p> <p>衛星の不感地帯対策のための地上放送局への配慮が必要。〔モバイル放送〕</p> <p>電波の使用形態や使用目的等の違いを勘案せず、公平な料金の算定が必要。〔経団連・情報通信委員会通信放送政策部会、ボーダフォン〕</p>	<p>検討を踏まえ、必要に応じ、報告書(案)を修正。</p> <p>() 報告書(案)における記述</p> <p>防災無線や放送など、通常の市場活動を超えてユニバーサルサービス又はこれに準じた責務が法令等において規定されているものについては、料額の算定において、その公共性を勘案することが適当である。(第5章第5節 料額算定におけるその他の要配慮事項)</p> <p>〔背景となる考え方〕</p> <p>電波法の目的</p> <p>電波の公平かつ能率的な利用の確保による公共の福祉の増進</p> <p>報告書(案)の序章</p> <p>国民共有の資源である電波が事業活動に用いられる場合は、市場活動を超えても、国民が等しくその利益を享受できるように努めるべき電波の公共性と、本来自由であるべき市場活動との調和をとりつつ、電波利用社会全体の発展を図る必要がある。</p> <p>(参考) 電波利用料部会における議論</p> <p>・電波の使用目的等を勘案せずに、公平に算定すべきとの意見が提出されたが、例えば放送には該当しない議論。放送事業者は、一種のユニバーサルサービスとして、条件不利地域にも放送する責務があり、こうした点に鑑み、公共性を勘案すべき。</p>

2 (3) 技術的要素等の勘案、(4) 新規ビジネスへの優遇措置の適否

主な提出意見の要旨	検討事項
<p>2 . 電波の経済的価値を勘案した料額算定 (2) 技術的要素等の勘案 〔主なご意見〕</p> <p>衛星システムについては、外国無線局との周波数調整の必要性や、多数の他衛星や固定局等との周波数共用を実現し、電波占用率が低いことなどの特性を勘案すべき。〔 J S A T 〕</p> <p>レーダ等の広帯域周波数が必要となる無線システムの技術的特性について勘案が必要。〔東京電力、北陸電力、NECワイヤレスネットワークス、経団連・情報通信委員会通信放送政策部会〕</p> <p>使用頻度の極めて低いモジュール端末などに配慮が必要。〔 K D D I 、経団連・情報通信委員会通信放送政策部会〕</p> <p>技術的に中立な料額を設定すべき。〔ボーダフォン〕</p>	<p>検討を踏まえ、必要に応じ、報告書(案)を修正。</p> <p>() 報告書(案)には特記事項なし</p> <p>(参考) 電波利用料部会における議論 特になし。</p>
<p>(3) 新規ビジネスへの優遇措置の適否 〔主なご意見〕</p> <p>新規参入事業者や新規展開地域での投資インセンティブのため、利用者数比例で事業者の初期コストを低減すべき。〔イーアクセス〕</p> <p>新規事業者に関しては、単年度黒字達成までの優遇措置の考慮などが必要。〔モバイル放送〕</p> <p>新たな無線利用技術は、一定期間減免措置を設けるべき。〔Auto-ID ラボジャパン〕</p>	<p>検討を踏まえ、必要に応じ、報告書(案)を修正。</p> <p>() 報告書(案)には特記事項なし</p> <p>(参考) 電波利用料部会における議論 特になし。</p>

2 (5) 透明性の向上

主な提出意見の要旨	検討事項
<p>(4) 透明性の向上</p> <p>〔主なご意見〕</p> <p>料額の算定方法や用途の具体化につき、公平性及び透明性の確保の観点から、国民の意見等を広く募集することを要望。〔NTT西、NTTコム、個人〕</p> <p>既存の無線局免許人など関係者の意見を十分に聞くことを要望。〔民放連、東京放送、エフエム東京、日本放送〕</p>	<p>一層の透明性確保の観点から、別添 (p.14) のとおり、報告書 (案) を修正する。</p>

3 電波利用社会発展のために戦略的に取り組むべき施策

(1) 総論

主な提出意見の要旨	検討事項
<p>3. 使途関係</p> <p>(1) 総論</p> <p>〔主なご意見〕</p> <p>電波利用料の使途は、帯域圧縮に代表される電波の有効利用方策などの技術開発など、電波に関する有効利用に使途を限定することが必要。〔大阪大学大学院岡村教授〕</p> <p>電波利用社会の発展に資する事務であれば、電波利用者にとって便益の向上や、収益の拡大といった受益が見込めるはず。この点を明確に報告書に位置づけて説明すべき。〔個人〕</p> <p>負担と受益のバランスが保持されるべき。〔鷹山〕</p> <p>研究開発やデジタルディバイド解消に係る官民の役割分担等を慎重に検討すべきであり、従来の使途の範囲を安易に拡大すべきではない。〔JEITA、日本ユースウェア協会、ビジネス機会・情報システム産業協会、日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会、プラザー工業、日本自動車工業会、日本自動車部品工業会、日産工機、日産車体、愛知機械工業、日本商工会議所、経団連・情報通信委員会通信放送政策部会、池田信夫国際大学 GLOCOM 教授、個人〕</p> <p>電波有効利用のための研究開発や電波利用のデジタルディバイド解消の施策は、原則、一般財源で賄うべき。〔国領二郎（大学職員）ほか、民放連、東京放送、ソフトバンク、経済産業省、JEITA、日産工機、日本自動車工業会、日産車体、愛知機械工業、日本商工会議所、経団連・情報通信委員会通信放送政策部会〕</p>	<p>～ 基本的な考え方について、ご理解を得たものと認識。但し、受益と負担の関係を明確化すべきとのご意見が多く見られるところであり、別添（p.10,13）のとおり、報告書（案）を修正する。</p> <p>、 官民の役割分担は重要であり、別添（p.9,10,12）のとおり、報告書に明記する。</p>

3 (2) 電波有効利用のための研究開発

項目	対処 (案)
<p>3 . 使途関係</p> <p>(2) 電波有効利用のための研究開発への充当</p> <p>〔主なご意見〕</p> <p>使途を電波の逼迫状況解決に貢献する「電波資源拡大のための研究開発」に拡大することに賛成。諸外国に対して我が国の技術水準の維持のため、産学官が協力して進めるべき。 〔同志社大学笹岡教授〕</p> <p>大きな目的は理解するが、具体的な研究開発項目は、目的及び成果が電波利用料を負担する者の共通の利益となることの担保・明確化が必要。〔NTTコム〕</p> <p>新規の周波数帯域の開拓等の基礎的な研究開発は、将来の電波利用者に受益があるため、原則、一般財源を充当すべき。 〔宇宙通信、日本テレビ、読売テレビ、ソフトバンク、ITI〕</p> <p>既存免許人の周波数逼迫対策に資することを目的とし、運用上の上限設定のほか、項目選定、成果評価における透明性の確保方策の措置が適当。〔NTTドコモ〕</p>	<p>【1 . 研究会の考え方及び対応 (案)】</p> <p>、 我が国のワイヤレス産業の一層の発展を図るため、電波有効利用技術の研究開発の充実・強化を進めることが不可欠。このため、一般財源に加え、電波利用料財源を活用することにつき、ご理解を得たものと認識。</p> <p>但し、受益と負担の関係を明確化すべきとのご意見が多く見られるところ。この点については、円滑な制度導入を図る観点から、研究開発について、さらに電波利用者全体にとって短期的及び中長期的に受益を期待できる、電波資源拡大のための研究開発に限定することとし、別添 (p.10) のとおり、報告書案を修正する。</p> <p>〔 電波利用者にとって、将来、周波数逼迫緩和の受益が発生 (安定的な電波利用の確保のほか、さらに電波利用による便益向上、 収益拡大等の利益) 〕</p> <p>上記のとおり、受益と負担の関係を明確化する。</p> <p>透明性の確保について、別添 (p.11) のとおり、報告書に明記する。</p> <p>(参考) 電波利用料部会における議論</p> <p>特になし。</p>

3 (3) 電波利用に関する地理的デジタルディバイド解消施策

主な提出意見の要旨	検討事項
<p>3 . 用途関係</p> <p>(3) 電波利用に関する地理的デジタルディバイド解消施策への充当 〔主なご意見〕</p> <p>電波利用による便益を国民一般に及ぼすべく、電波利用のデジタルディバイド解消に電波利用料を充当することに基本的に賛同。〔NTT 東西〕</p> <p>電波利用地域の拡大は、電波利用者も一定の受益。〔個人〕</p> <p>NTTのサービスを代替又は補完する、全てのサプライヤーが平等に利用できるワイヤレスサービスに資金を提供することは、この改革の目標として有意義。〔米国政府〕</p> <p>基本的に一般財源を充てるべきだが、一部の費用を利用料財源で賄うことは適当。但し、デジタルディバイド解消を低価格かつ効率的に展開できる無線システムの研究開発等に限定することが適切。〔宇宙通信〕</p> <p>補助を受ける事業者が限定される可能性があり、他の事業者からの電波利用料を用いることは不適當。〔日本テレコム〕</p> <p>携帯電話サービスをユニバーサルサービスであるかのように位置づけることは適當ではなく、不感地域の解消に電波利用料を充当することには反対。〔経団連・情報通信委員会通信放送政策部会〕</p>	<p>～ 基本的にご理解を得たものと認識。</p> <p>、 ご意見を踏まえ、別添 (p.12,13) のとおり、報告書 (案) を修正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 今回の検討は、いわゆるユニバーサルサービスに関する議論とは別に、「国民共有の資源」である電波利用による便益を広く国民一般に及ぼすべく努めることは、行政のみならず、電波利用者の重要な責務との観点からのもの〔報告書 (案) 序章〕。 2 また、あくまでも、本件施策は、民間事業者の通話可能地域拡大に向けた自主的な取組みを前提として、その促進を図るためのインセンティブ付与との位置づけ。 <p>この旨、念のため、報告書において明確化 (別添 p.12) する。</p> <p>(参考) 電波利用料部会における議論</p> <ol style="list-style-type: none"> a) デジタルディバイド解消施策の支出規模の拡大に対する懸念の表明。 b) 携帯電話をユニバーサルサービスの的に捉えることには反対するが、デジタルディバイド解消のため、採算ギリギリの地域について、補助するという考えに賛成。 c) ユニバーサルサービスと位置づける議論はこの研究会では行っていないと認識。デジタルディバイド解消には、国民の貴重な資源である電波を利用して受益を得ている事業者として、収支相償にならずとも、一定の補助の下、協力する用意がある。

4 . 免許不要局の扱い

主な提出意見の要旨	検討事項
<p>4 . 免許不要局の扱い 〔主なご意見〕</p> <p>《帯域非占有型からの徴収》</p> <p>いつどのような電波干渉を受けるかも知れないというリスクがあるため、非徴収が適当〔学識経験者〕</p> <p>他の無線システムと周波数を共用。非徴収が適当。〔NTT東、モトローラ〕</p> <p>非徴収とするものは、他の無線局に妨害を与えず、かつ、保護も求めないものに限定することが適当。〔NTTドコモ〕</p>	<p>以下のとおり、整理する。</p> <p>原則：電波利用者は応分の負担をすべき</p> <p>～ 電波は見えないものだが、有用であり大事に取り扱わなければならないという認識を、利用料を支払うことによって持つことが重要。</p> <p>例外：他人に迷惑をかけず、保護も受けない電波利用については、負担を免除</p> <p>～ 非徴収とするものは、他の無線局に妨害を与えず、かつ、保護も求めないもの</p> <p>帯域非占有型の小電力無線システムについては、基本的に上記の例外に該当するため、非徴収と整理する。</p> <p>〔例：現行情報家電、現行無線LAN、現行ETC車載器、現行電子タグ(リーダー/ライター)等〕</p>

《帯域占有型からの徴収》

帯域占有型については、他の無線システムの利用を排除制限し、電波監視等の利益。電波の有効利用及び公平性の観点から徴収が適当。〔NTT東西、ツーカー、日本テレビ、モトローラ〕

電波利用料〔共益費用及び使用料〕の徴収が適当。〔NTTドコモ、KDDI〕

使用料部分の利用料の徴収が適当。〔NTTコム、鷹山〕

IT振興等や徴収方法論から、政策的に免除すべき。〔JEITAほか35法人・団体等〕

帯域占有型についても、免許を受けておらず、免許局と同等の「特別な地位」にないこと、また、特定の地域、時間帯によって「通信の品質が低下」する可能性もあることから、政策的に免除すべき。〔CIAJ〕

現段階で具体的にどのような製品・サービスにつながるのか、また一般利用者にどのような受益があるかが不明。電波利用者とはいえ政策的配慮が必要で、現時点では非徴収とすべき。将来的に情報家電等に割り当てる帯域での電波が逼迫すれば、利用実態も踏まえ改めて慎重に検討することが適当。〔CIAJ〕

無線システム等が定まっていない段階での制度化は拙速。徴収の是非は、変化を見極めて改めて慎重な検討が必要。〔経団連・情報通信委員会通信放送政策部会〕

無線局管理上、免許不要局ではなく、免許局として位置づけるべき。〔宇宙通信、ソフトバンク〕

帯域占有型からの課金は理論的に一貫しているが、そもそも次世代AV系情報家電などに対して、帯域を占有させることが問題。これに代えて、より多くの機器や使用者に帯域を開放することが適当。〔米国政府〕

別紙1の検討を踏まえて報告書(案)の記述を追加・修正する。

5 . 国及び地方公共団体の扱い

項目	対処（案）
<p>5 . 国及び地方公共団体の扱い</p> <p>〔主なご意見〕</p> <p>他の免許人と同様に徴収すべき。〔学識経験者、大阪大学大学院岡村教授、早稲田大学中村教授、ソフトバンク、経団連・情報通信委員会通信放送政策部会、英国貿易産業省〕</p> <p>原則徴収が適当だが、防災無線などの公共性が高い無線局については、一定の減免措置が必要。〔NTT東西、JSAT〕</p> <p>国から国への支払いは、事務の繁雑化を招くだけであり、反対。〔気象庁、防衛庁、警察庁、海上保安庁、国土交通省〕</p> <p>国防、治安維持など国家の基本的機能については、国の他に代替手段がなく、民間の経済活動とは異なる。〔海上保安庁、防衛庁、警察庁〕</p> <p>負担増により、デジタル化の推進に遅れを生じる可能性や、行政サービス水準の低下を招くため、反対。〔警察庁、地方自治体関係、消防関係〕</p> <p>航空や海上交通の安全を確保するための無線局は、国際的取決め等により使用しており、経済的価値を導入しても有効利用につながらない。〔国土交通省、海上保安庁〕</p>	<p>別紙2の検討を踏まえて報告書（案）の記述を追加・修正する。</p>